扶養認定対象者状況届（子供用１）

●１６歳以上の子供を被扶養者としたいときは、「扶養認定対象者状況届（子供用2）」も併せてご記入ご提出ください。

＊認定対象者が被保険者（申請者本人）に主として生計を維持されているか、収入や状況の実態を確認し、社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を決定します。虚偽の届出、故意に届出をしなかった事実等が判明した場合は、遡って被扶養者認定を取り消し、その間の保険給付(医療費等)の返還請求をいたしますので、ご記入には十分ご注意ください。

［問１］被保険者（以下本人とします）について

被保険者証記号		番　号		（フリガナ） 氏　名		男 女
本人の住所	都道 府県					

［問２］認定対象者（以下対象者とします）について

（フリガナ） 氏　名		男 女	記入日現在 の満年齢	歳	本人との 続　柄	
対象者の現住所	都道 府県					

◎世帯全員、続柄記載の「住民票」を添付してください。（本籍記載不要）
ただし、出生の場合は、母子健康手帳の「出生届出済証明」のページの写しで可とします。

［問３］今回本人が対象者を扶養することになった理由にチェックをしてください。

□出生のため　□本人入社のため　□特例加入のため

□扶養異動のため

〔理由：□配偶者より収入が多くなったため　□配偶者失業のため　□離婚のため　□養子縁組のため〕

□退職のため　（□←病気、出産が理由の方はこちらにもチェック）

□その他
（詳細記入）（　　）

［問４］本人の配偶者について該当箇所にチェックをしてください。

（１）配偶者はいますか？　□　い　る　□　い　な　い

⇩

（２）配偶者はキリン健保の被扶養者として認定されていますか？

□　認定されている　□　現在申請中　□　認定されていない

⇩

◎被扶養者認定されていない場合は、
配偶者の「**収入証明**(＊)」を添付してください。
＊給与収入の場合は　前年分「源泉徴収票」の写し
＊自営業等の場合は「所得税の確定申告書と収支内訳書・青色申告決算書」の写し
＊必要により本人の収入証明を求める場合があります。

［問５］対象者が今まで加入していた健康保険について該当する項目を○で囲み、必要事項をご記入ください。

（１）（健保・共済・協会けんぽ・任継）の（被保険者・被扶養者）として加入　組合名＿＿＿＿＿＿

（２）国保に加入

（３）加入していない（無保険）

キリンビール健康保険組合理事長殿

扶養認定対象者状況届(子供用)のとおり申請いたします。届出記載内容が事実と相違していた場合、被扶養者資格の削除もしくは遡って認定取消および当該期間の保険給付費(医療費等)の返還請求をされても一切の異議申し立ては行いません。
また、収入増や就職など扶養状況に変更があった場合は、速やかに扶養削除の手続きを行います。

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　被保険者氏名（自署）

扶養認定対象者状況届（子供用２）

※１６歳未満の子については提出不要

〔手順〕 はい、いいえに○をしながら進んで、該当する項目にチェックや記入を必ずしてください。
「必要書類」は必ず添付してください。

対象者氏名	続　柄	年　齢

スタート

１６歳以上で、収入がありますか？

- いいえ → 全く収入がない場合は「非課税証明書」を添付してください。※別居の場合は、仕送り証明欄も回答
- はい → **就労していますか？**（パート・アルバイト含む）

就労していますか？（パート・アルバイト含む）

- いいえ → この届出をする過去1年以内に勤めていたことがありますか？（パート・アルバイト含む）【退職日　　年　　月　　日】
- はい → **雇用保険の失業給付を受けていますか？**

雇用保険の失業給付を受けていますか？

- はい → 失業給付
- いいえ → 受給権がない

失業給付

☐受給中 ……「雇用保険受給資格者証」両面の写し を添付

＊下記基本日額以上の場合は認定できません。
〔 3,612円(60歳未満)
5,000円(障害年金受給者) 〕

☐受給権がない
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付なし と記載のもの)を添付

☐受給権を放棄
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付

☐受給申請前および受給待期中(延長申請含む)
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および
- 申請前→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付
- 待期中→「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付
- 延長申請の場合→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しと「延長通知書」の写しも添付

＊離職票の交付が遅れ、やむを得ない場合のみ「誓約書」と「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付の有無を記載のもの)を添付。「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しは入手次第提出。

☐受給終了
『支給終了』の記載のある「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付

給与

〔年収見込額の算出〕＊給与,賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費も含む。

① 直近３ヶ月の給与総支給額の合計＝　　円
「直近３ヶ月の給与明細」の写しを添付　（前年度源泉徴収票不可）

② 賞与がある場合　＝　　円
「賞与明細」の写しを添付

③ 年収見込額を下記の式により算出します。
〔算出式〕（①×４）＋（②×支給回数）＝ 年収見込額　　円

＊給与明細で会社名、氏名が確認できること。手書きの明細は社名印が必要

給与収入以外の恒常的な収入がありますか？

- いいえ → 年収はトータルして１３０万円未満ですか？
- はい → 年金その他

年金その他

☐年金収入　　万円／年間
「直近の年金額と氏名の記載されてある書類」の写し を添付
（障害年金等受給している年金額がわかる書類の写し）

☐手当金収入　　円／年間
☐自営業収入　　円／年間
☐農業収入　　円／年間
☐事業収入　　円／年間
☐不動産収入　　円／年間
☐その他（　　）による収入　　円／年間

「受給資格者証」や「給付金通知書」の写しを添付

「直近の確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」の写しを添付

〔直接的必要経費とはみなさない項目〕
減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

年収はトータルして１３０万円未満ですか？
(障害年金受給者は１８０万円未満)

- いいえ → 認定できません
- はい → **別居ですか？**

別居ですか？

- はい → 別居
- いいえ → 【全員必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」（本籍記載不要、マイナンバー記載なし）

別居

(1)全日制高校生、大学生、予備校生、専門学校生：学生証（写し）
（仕送り証明は不要）

(2)上記(1)以外　：仕送り証明必須
〔仕送り額〕毎月　　円

○振込明細書（写し）もしくは現金書留の控えなど直近３ヶ月分を添付

→ 仕送り

【全員必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」（本籍記載不要、マイナンバー記載なし）
⇒別居の場合は、対象者と被保険者それぞれの世帯全員の「住民票」
○全く収入のない場合：前年の「住民税非課税証明書」

＊必要により上記以外の確認書類を求める場合があります。
＊住民票、非課税証明書等公的証明書は３ヶ月以内に交付の原本に限ります。
＊記入もれやチェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となりますのでご注意ください。